

漫画村事件(福岡地判令和3年6月2日令和元年(わ)第 1181号)・漫画村広告代理店事件(東京地判令和3年12月 21日令和3年(ワ)第1333号)

~そして実効的な海賊版対策に向けて~

知的財産権法研究会 骨董通り法律事務所 弁護士 内閣府知的財産戦略推進事務局 参事官補佐 出井 甫

## 第1 はじめに

本稿は、かつて出版業界に甚大な被害をもたらした海賊版サイト「漫画村」に関する判決を紹介しつつ、今後の実効的な海賊版対策について考察するものである。

## 1. 漫画村とは

2016年1月頃、日本の漫画や雑誌を無料で閲覧することのできる海賊版サイトが開設された。漫画村である。累計蔵書数は5万冊以上、2017年9月から2018年2月までの閲覧者数は述べ約6億2000万人と試算されている。サイト上に掲載される漫画や雑誌は、サイト運営者が開設したサーバ(オリジンサーバ)に画像データをアップロードし、又は第三者のサーバに存在する画像データを、オリジンサーバにリバースプロキシを設定することにより閲覧できるようにする方法によって公開されていた。漫画村の運営コストは、主にアフィリエイト広告による報酬によって賄われていた。その報酬形態には、インプレッション型(広告がサイトに表示されると報酬が発生するもの)、クリック型(広告を閲覧者がクリックすることによって報酬が発生するもの)、成果型(広告商品が購入等された場合に報酬が発生するもの)が存在する。いずれの形態においても、閲覧者数が増えるほど、運営者に入る報酬も増加する1。

<sup>1</sup> 以上につき、漫画村事件及び漫画村広告代理店事件判決参照



漫画村のトップページ<sup>2</sup>

こうした海賊版サイトによる被害の拡大を踏まえ、2018年4月13日、知的財産戦略本部は、漫画村を含む悪質性の高い3サイトに対してサイトブロッキングを行うよう民間に要請した $^3$ 。日本政府が海賊版サイトを名指ししたのは史上初である。そして同年4月17日、原因は不明であるが漫画村へのアクセスができなくなった。

漫画村の運営者は、2019年9月7日、マニラ国際空港で拘束され、同月24日、日本に強制送還された後、著作権法違反の疑いで逮捕された<sup>4</sup>。その後、運営者は著作権法違反のほか、組織犯罪収益法<sup>5</sup>違反を理由に起訴され、2021年6月2日、懲役3年、罰金1000万円、追徴6257万1336円の判決が下された。この裁判が後述する漫画村事件である。

なお、2019年11月7日、漫画村の実行役男性が福岡地方裁判所で懲役1年6か月執行猶予3年、罰金50万円の判決を、同年12月5日、実行役女性が同裁判所にて懲役1年2か月執行猶予3年、罰金30万円の判決を受けている<sup>6</sup>。

<sup>2 「</sup>漫画村」(閉鎖済)http://mangamura.org/?page\_id=88495&cid=0&d=1

<sup>3</sup> 知的財産戦略本部・犯罪対策閣僚会議「インターネット上の海賊版サイトに対する緊急対策」2018 年 4 月 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/honpen.pdf

<sup>4</sup> 鈴木暁子「漫画村の元運営者、フィリピンで拘束 著作権法違反容疑」朝日新聞(2019年7月9日) https://www.asahi.com/articles/ASM7944QNM79UHBI01J.html、棚橋咲月「「漫画村」運営者?星 野容疑者を逮捕 著作権法違反容疑」朝日新聞(2019年9月24日)https://www.asahi.com/articles/ ASM9S3FT6M9STIPE009.html

<sup>5</sup> 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

<sup>6</sup> 棚橋咲月「「漫画村」アップロード役の男に有罪判決 著作権法違反」朝日新聞(2019年11月7日) https://www.asahi.com/articles/ASMC65J0WMC6TIPE02Z.html、同「「漫画村」アップロード役の 女に有罪判決 福岡地裁」朝日新聞(2019年12月5日)https://www.asahi.com/articles/ASMD465Y7MD4TIPE02S.html